

事務局 長  
教務部 長  
学生部 長 殿  
図書館 長  
高等看護学院長

防衛医科大学校長

## 国旗の取扱いについて（通達）

改正 平成23年12月27日  
平成26年 4月 1日

標記について、次のとおり定めたので通達する。

### 1 収納場所

事務局総務部総務課内国旗収納箱

### 2 接受要領

国旗の接受は、学校当直が掲揚及び降下の時に国旗掲揚を命じられた医学科学生、自衛官候補看護学生又は別に指定する者に対して次により行うものとする。

(1) 国旗の接受は、事務局総務部総務課前（以下「定位置」という。）において厳正に行うものとする。

(2) 国旗の掲揚時にあつては、国旗収納箱から国旗を取り出し掲揚時刻の10分前に定位置につくものとする。

(3) 国旗の降下時にあつては、降下の時刻に定位置につくものとし、国旗を受領した後は、国旗収納箱に収納するものとする。

### 附 則

この通達は、昭和23年12月27日から施行する。

### 附 則

この通達は、昭和26年4月1日から施行する。